随意契約結果書

物品等の名称及 び数量	延岡河川国道事務所山口・三軒屋トンネル電気室で使用する電気
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
契 約 締 結 日	平成28年 4月20日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州電力株式会社 大分県佐伯市駅前2丁目6番53号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥6, 197, 995—
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥6, 197, 995—
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名 延岡河川国道事務所山口・三軒屋トンネル電気室で使用する

雷気

2. 納入場所 大分県佐伯市大字青山字木浦内675-16

3. 契約の相手方 名 称 九州電力(株)佐伯営業所

住 所 大分県佐伯市駅前二丁目6番53号

電 話 0120-986-506

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令

第102条の4第3号

5. 当該購入の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該購入の目的

山口・三軒屋トンネル等は自動車等の利用者に供用している施設であり、電気はトンネルとしての機能に必要不可欠なものである。本購入は、山口・三軒屋トンネル等に安定的な電気供給をおこない、トンネルとしての機能を年間を通じて確保するものである。

(2) 当該購入の内容

本購入は、山口・三軒屋トンネル電気室に引き込んだ込線取付点に交流3相3線式、供給電圧(標準電圧)6,600ボルト、計量電圧(標準電圧)6,600ボルト、周波数60ヘルツの電気を供給するものである。

(3) 随意契約に付する理由

平成28年度の電気の供給契約について、一般競争契約(WTO対象以外)の手続きをおこなったところ、すべての入札参加者が辞退したため、5月1日からの電気供給予定者が決定していない状況である。

再度、入札公告期間の短縮等により、手続きを行った場合、契約締結後の電力供給手続き準備期間(通常1ヶ月程度)を考慮すると、山口・三軒屋トンネル電気室への5月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

九州電力(株)佐伯営業所は山口・三軒屋トンネルの所在する佐伯市で電気事業法に基づく唯一の「一般電気事業者」である。

「一般電気事業者」は電気事業法第18条第2項において、供給区域における電気需要者への電気の供給義務が定められており、上記事業者は5月1日から山口・三軒屋トンネル電気室へ安定的に電気を供給することができる唯一の事業者である。

以上のことから、本購入を円滑かつ的確に遂行するためには、九州電力 (株)佐伯営業所が唯一の契約相手と判断するものであることから、会計法 第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき 九州電力(株)佐伯営業所と随意契約を締結するものである。

> (随意契約理由作成者) 総務課長